

狭山市地域クラブ活動推進計画

～部活動から地域クラブへ～

令和7年9月

令和8年3月

狭山市教育委員会

= 目次 =

はじめに

I 計画策定の背景

- 1 国・埼玉県の動向 3
- 2 部活動の地域展開の必要性 4

II 推進計画

- 1 基本目標 11
- 2 基本方針 12
- 3 運営団体・実施主体 13
- 4 見込まれる効果 14
- 5 スケジュール 14

III 推進に向けた取組

- 1 関係者間の連携体制の構築等 16
- 2 関係団体等との連携 16
- 3 市民・関係者等の理解促進 17
- 4 指導者の質の保障と量の確保 17
- 5 会場・備品の整備、調整 18
- 6 教職員の兼職兼業 18
- 7 保護者等の負担軽減 18
- 8 「さやま地域クラブ(仮称)」の体制整備 19
- 9 平日の部活動 20
- 10 その他 20

はじめに

本市では、教育委員会が策定した「狭山市の部活動の在り方に関する方針」（令和5年3月改訂）に基づき、各中学校において校長の監督のもと、適切な部活動の推進を図ってきた。

これまでの部活動は、学校教育の一環ではあるものの授業や行事等の教育課程とは別の活動として教職員の奉仕的・献身的な活動により支えられ、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が参加し、我が国のスポーツ・文化芸術活動の振興を担ってきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、部活動を通じたスポーツ・文化芸術活動への参加は、学校の授業だけでは得られない様々な経験の機会となり、生徒の心身の健全育成にとって極めて重要な意義を有してきた。

しかしながら、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、本市においても一部の学校や地域によっては存続が厳しい状況にあり、この状況は今後多くの地域に広がることを見込まれ、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より一層厳しくなる。

一方、地域社会では、部活動では経験できないような多種多様なスポーツ・文化芸術活動が展開されており、こうした活動への参加は、生徒にとって、自分の興味関心を追求することができるだけでなく、周囲の人に認められるなど豊かな経験の場となることが期待され、今後は、こうした既存の地域資源の活用を更に進め、生徒が地域の大人と共に活動できる場を広げつつ、生徒のニーズを踏まえた新たな活動の場の整備・充実を図ることで、従来の部活動に所属していた生徒はもとより、部活動に所属していない生徒も含め、希望する全ての生徒が、将来にわたり多様なスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保につながり、部活動の地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術活動における環境の整備は、コロナ禍により減少が見られる各種地域活動の活性化や高齢化等に伴い不足することが懸念される地域活動の担い手の育成、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の充実につながることが期待される。

本市では、これら部活動を取り巻く環境の変化を背景に、学校と地域が連携・協働し、子供たちの未来を育むという意識の下、公立中学校の部活動に関し、まずは休日（土曜日及び日曜日）について、地域の実情に応じ、地域における多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備するため、地域クラブ活動推進計画を策定した。

I 計画策定の背景

1 国・埼玉県の動向

平成30年に、スポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年度・令和元年度に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革などの観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、これを受け令和2年、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。

令和4年12月には、提言を踏まえた部活動の地域連携^{*1}並びに地域の運営団体・実施主体^{*2}による地域クラブ活動への移行に向け、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示された。

国のガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動における環境を構築するという観点に立ち、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として位置づけ、段階的に部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化芸術クラブ活動への移行に取り組み、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしている。

埼玉県においても、国の方針を受け、令和6年3月に「埼玉県地域クラブ活動推進計画」を策定し、県内公立中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への移行を推進することを示した。

*1「部活動の地域連携」（スポーツ庁リーフレットより）

複数校でまとまって一つの部活動とする合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するもの。

*2「運営団体・実施主体」

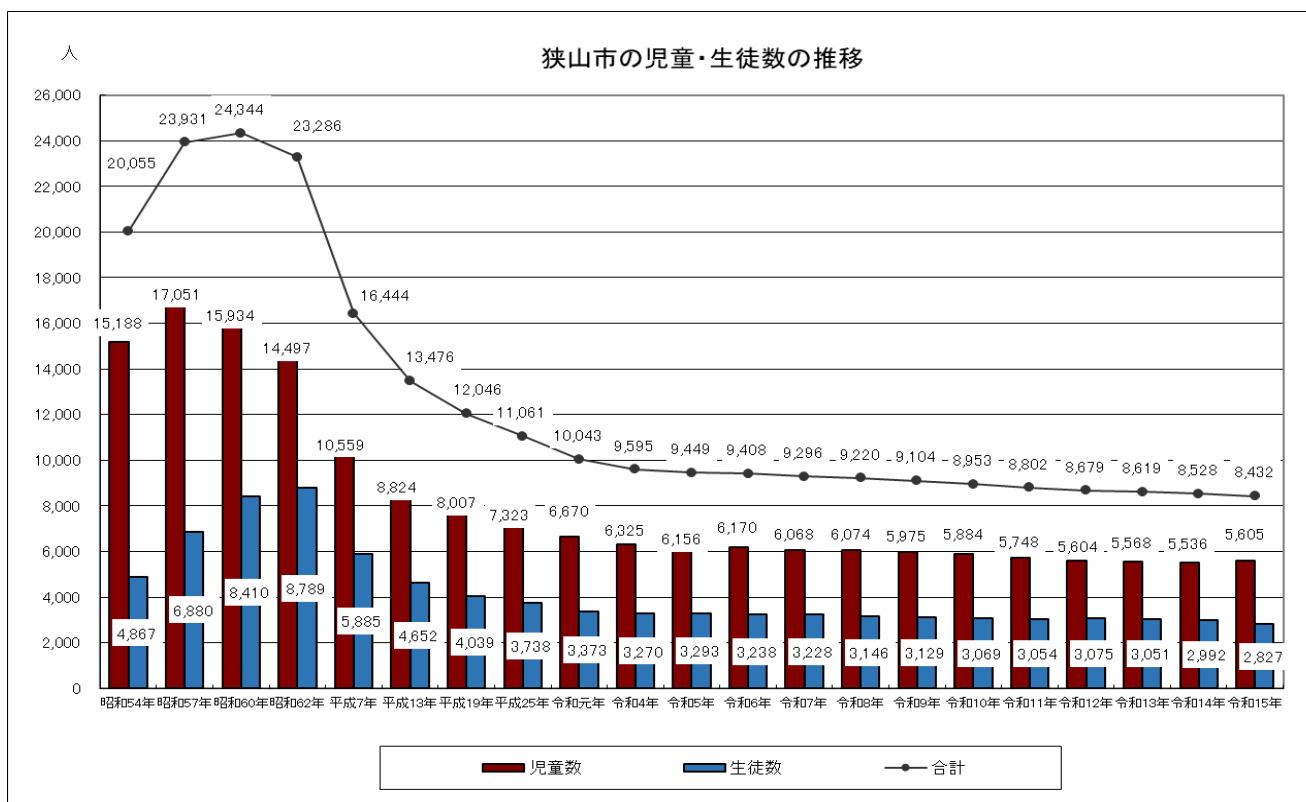
運営団体は、主に当該団体下にある地域クラブ活動の統括・マネジメント等を行い、実施主体は、実際の活動を行う。単一の活動を行うクラブの場合等は、運営団体と実施主体が同一となることがある。

2 部活動の地域展開の必要性

これまで、学校教育の一環として行われてきた部活動を取り巻く環境は、進展する少子化や学校の働き方改革の推進を背景に大きく変化してきている。そのような中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を実現するためには、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、学校と地域の連携による新たな地域クラブ活動を整備する必要がある。

(1) 進展する少子化

社会における少子化の進展に伴い、本市の公立小中学校の児童生徒数は、令和7年度には9,296人となっており、ピークだった昭和60年度の半数以下まで減少し、推計では令和15年度には更に8,432人まで減少することが見込まれている。(表1)



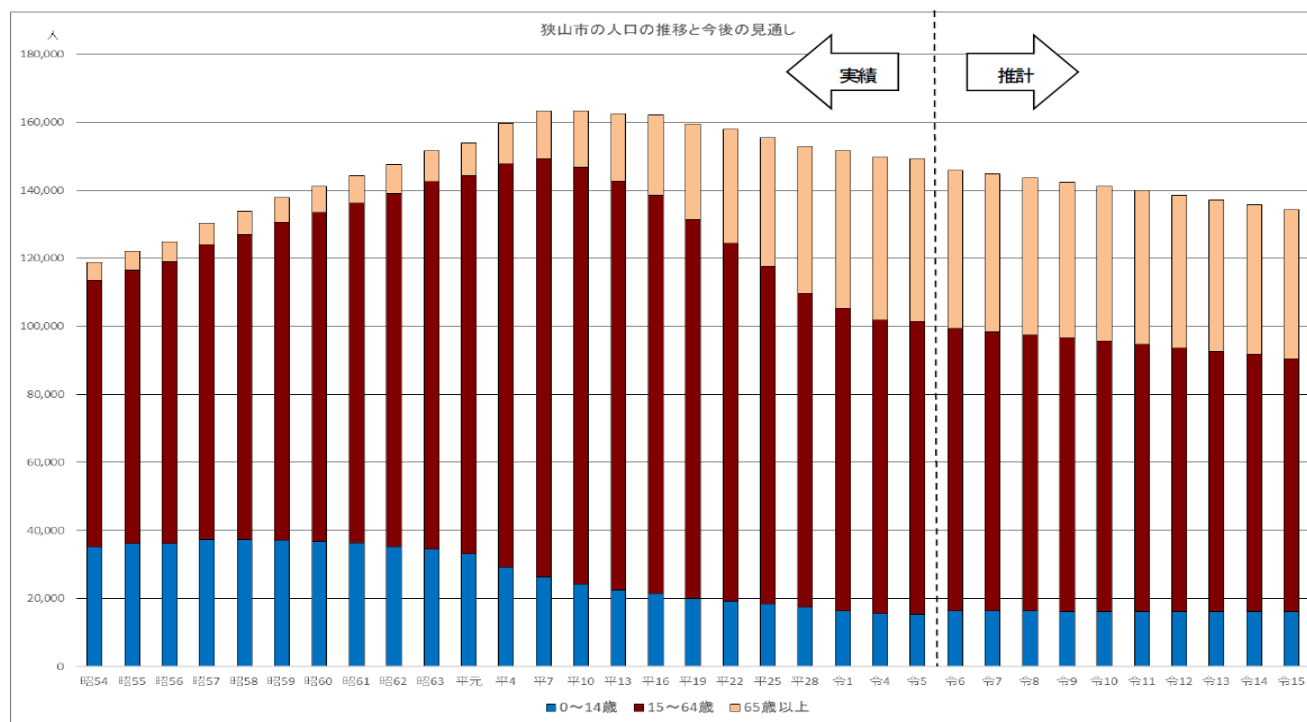
(表1)

出展：狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針

こうした影響により、これまでと同様の部活動の実施は困難となってきており、市内の公立中学校においても部活動の精選や縮小の動きが見られている。

部活動の部員数の変化をみると、陸上競技や卓球といった個人または少人数でもできる競技では部員数の減少はあまり見られていないが、サッカー、野球、ソフトボールといった集団競技などにおいて、部員数の減少が顕著となっており、一部の学校や地域によっては既に「人数が集まらない(チームを組むことができない)」「やりたい部活動がない」といったことが現実となり、部活動の存続が厳しい状況にある。本市の人口ビジョンでは、今後、少子化は着実に進むことが予測され、この状況はさらに広がることが見込まれる。

また、少子化と並行して高齢化も進むことから、地域クラブ活動への展開に当たっては将来の地域社会の高齢化による地域活動の担い手の不足等を視野に入れることも必要となる。(表2)



(表2)

出展: 狭山市人口ビジョン

(2) 学校の働き方改革

部活動は、週休日等の活動を含めて、教育課程とは別の活動として教職員による奉仕的・献身的な活動によって支えられてきた経緯があり、学校における教職員の長時間勤務の一因ともなっている。

本市においては、近年各学校で進められている働き方改革によって、平日のみであれば、年々、時間外在校等時間が月45時間もしくは80時間を超える教職員の割合は減少傾向にあるが、部活動が実施されている中学校においては、休日（週休日）を含んだ場合、月45時間もしくは80時間を超える教職員の割合が高くなっている。（表3）

また、学校の状況によっては教師の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に競技経験や指導経験がない教職員には大きな負担となっているケースもあり、改善が必要となっている。

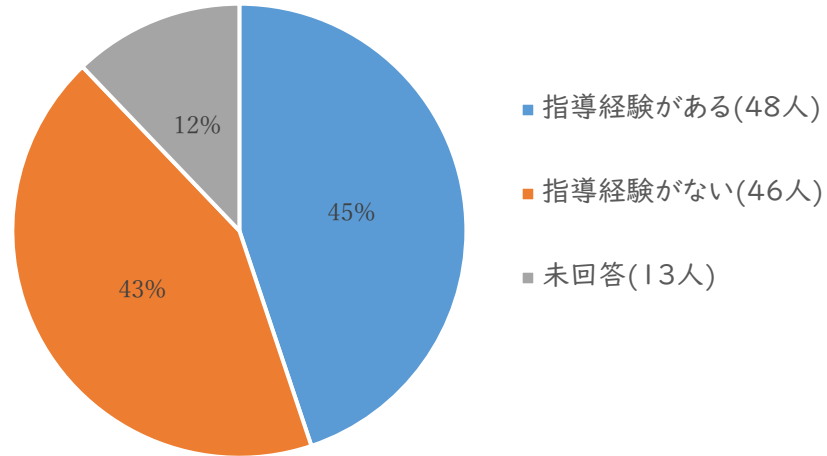
狭山市 公立小中学校教職員勤務時間調査

年度	校種（教職員数）	平日（課業日）のみ				休日（週休日）を含む			
		45h超		80h超		45h超		80h超	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
R4年度6月	小学校（372人）	238	64.0%	22	5.9%	239	64.2%	23	6.2%
	中学校（216人）	149	69.0%	18	8.3%	162	75.0%	50	23.1%
R4年度11月	小学校（371人）	144	38.8%	6	1.6%	144	38.8%	6	1.6%
	中学校（217人）	110	50.7%	7	3%	125	57.6%	17	7.8%
R4年度3月	小学校（367人）	169	46%	1	0.3%	169	46%	1	0.3%
	中学校（216人）	110	50.9%	0	0%	124	57.4%	13	6%
R5年度6月	小学校（374人）	185	49.5%	7	1.9%	185	49.5%	7	1.9%
	中学校（220人）	123	55.9%	4	1.8%	149	67.7%	24	10.9%
R5年度11月	小学校（371人）	100	27.0%	1	0.3%	100	27.0%	1	0.3%
	中学校（218人）	96	44.0%	0	0%	113	51.8%	9	4.1%
R5年度3月	小学校（372人）	107	28.8%	4	1.1%	107	28.8%	4	1.1%
	中学校（218人）	75	34.1%	2	0.9%	91	41.4%	7	3.2%
R6年度6月	小学校（384人）	121	31.5%	4	1.0%	122	31.8%	4	1.0%
	中学校（220人）	127	57.7%	5	2.3%	140	63.6%	28	12.7%

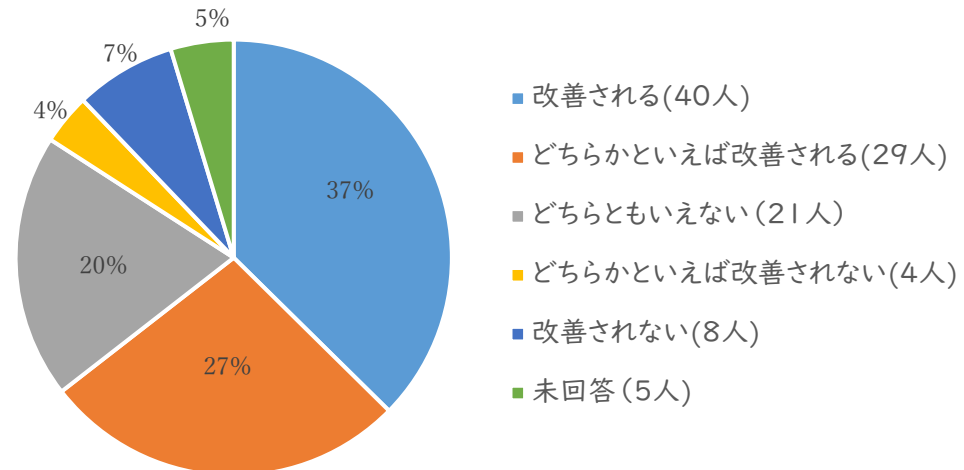
（表3）

公立中学校教職員向けアンケート調査結果(回答数107件)(表4)

担当する部活動は競技経験・指導経験がありますか



休日部活動の地域連携・地域移行が実現した場合、自身の労働環境は改善されますか。



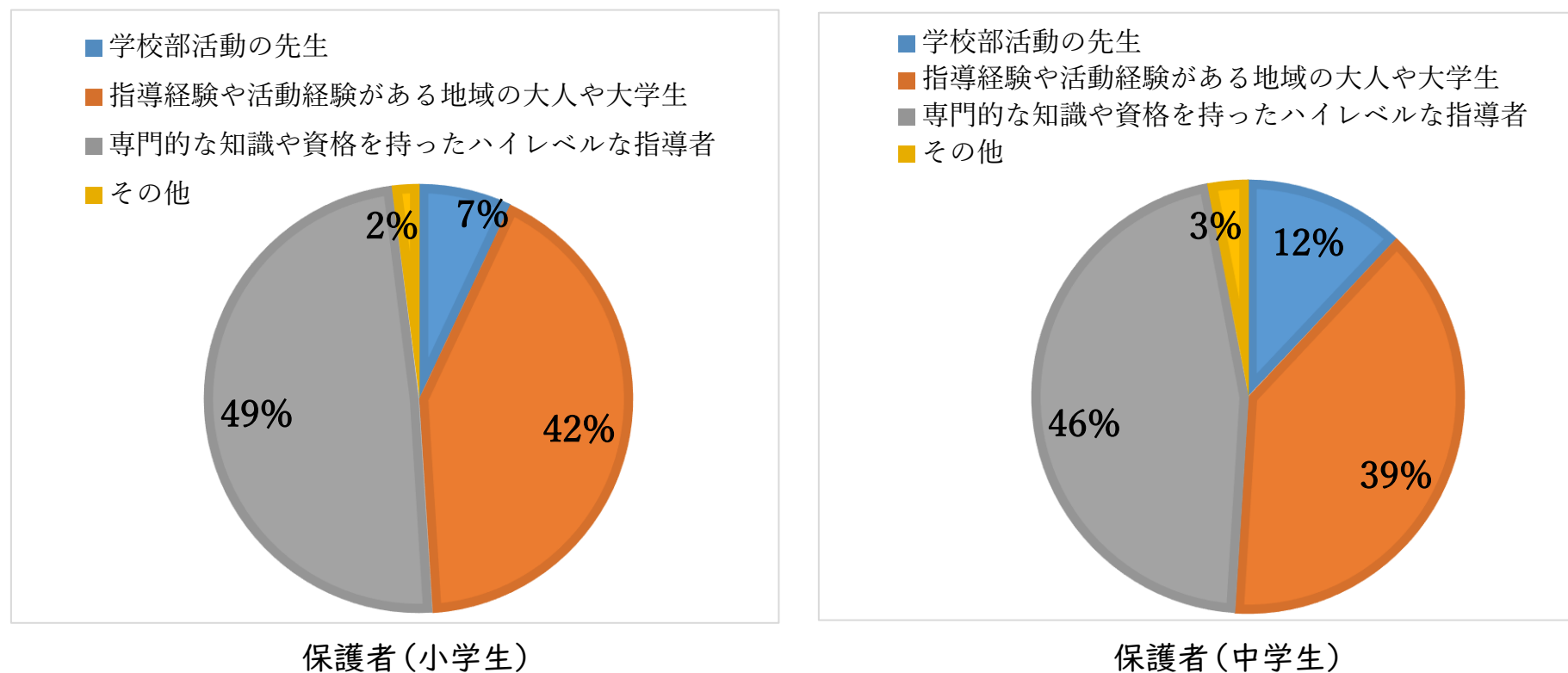
(3) 多様化する生徒のニーズ

令和6年度に市内の小学校3年生から6年生の児童(3,960名)と中学校1年生から3年生の生徒(3,149名)及びその保護者を対象に「部活動の地域移行に関する意向調査」(任意回答)を実施したところ以下の結果が示された。(表5)

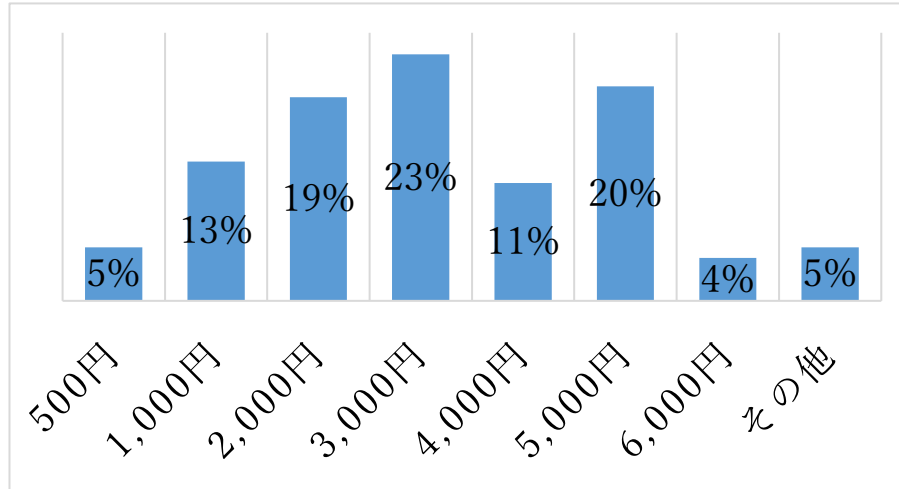
今後、指導者の選定方法や参加費の金額設定等の検討に加え、これまでの部活動にない新たな種目・活動の環境整備が必要であることがわかった。

児童・生徒及びその保護者向けアンケート調査結果(回答数1,752件)(表5)

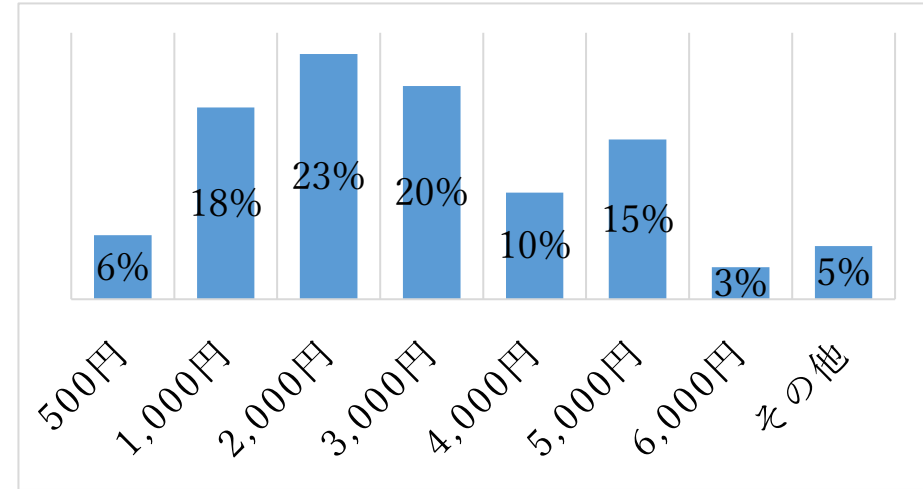
休日の地域クラブ活動の指導者はどのような指導者が良いですか



参加費（月額）はどの程度が限度額ですか



保護者（小学生）



保護者（中学生）

運動部

これから新たに取り組みたい種目や活動を教えてください

文化部

チアダンス	ダンス	トランポリン	体操
ハンドボール	ラグビー	ゴルフ	ドッジボール
フェンシング	スポーツ チャンバラ	ボルダリング	ボクシング
弓道	合気道	少林寺拳法	馬術・乗馬
水泳	ダイビング	スケート	eスポーツ

料理	書道	写真	華道
ギター	軽音	演劇	映画
将棋・囲碁	オセロ	百人一首	手芸
化学実験	農業体験	鉄道研究	ロボットコンテスト
数学	英語	ボーイスカウト	飼育体験

自由記述(主な意見を抜粋)

- 休日は休ませたい。休日の活動は必要ないのではないか。
- 休日と平日で指導者が異なる場合、生徒が混乱するのではないか。
- 送迎や金銭面で親の負担が大きくなるのではないか。
- 地域クラブに参加しないことが、進学の内申点に影響はあるのか。
- 信頼できる指導者を確保して欲しい。
- 学校外で活動しているクラブでも地域クラブ活動に認めて欲しい。
- 中学校教師の負担が多すぎるので、地域クラブへの移行を進めてほしい。
- 競技経験や指導経験がない教師が顧問になる場合があるため、地域の経験者が指導したほうがいい。

Ⅱ 推進計画

本計画は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した国のガイドライン及び令和6年3月に埼玉県が策定した「地域クラブ活動推進計画」を受け、本市における休日の部活動の段階的な地域展開の方針を示すものである。

国は、公立中学校において部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があるとし、さらに、地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として「社会教育」の一環とする捉えや、スポーツ基本法や文化芸術基本法の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもあるとの見解を示した。

本市では、「第3次狭山市教育振興基本計画」*3を策定し、様々な施策を推進しているが、地域クラブ活動を推進するに当たっては、同計画の方向性や取組との関連性を踏まえながら、総合的に取り組むことが必要となる。既に、本市では、市民誰もがスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境づくりを進めていることから、生徒が自分に合ったスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が確保されるよう、地域における環境の充実を推進するとともに、実施に当たっては、地域・学校と緊密に連携を図るものとする。

Ⅰ 基本目標

学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を、生涯学習の一環として、地域の団体等が運営・実施主体となる「地域クラブ活動」へと展開し、生徒が自由で多様な活動ができる環境を整えるため、次に示す(1)から(5)の柱を基本方針とし、地域クラブ活動の最適な実施を目指す。

*3「第3次狭山市教育振興基本計画」

参考 URL：<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/kyoikusinko.files/R3keikaku.pdf>

2 基本方針

(1) 生徒が、将来にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保する。

➤現存の学校部活動の種目に限らず、生徒の多様なニーズに応じた、「多種目」「多志向」「インクルーシブ」な活動を行える機会を確保する。また、可能な限り生徒の参加の支障とならない参加費を設定する。

(2) 生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続的に取り組むことができる持続可能な運営体制を整備する。

➤生徒が安心して、安全に活動することができる環境を整えとともに、指導者の資質向上を図る。また、指導者や運営スタッフを持続的に確保できる仕組みを整える。

(3) 生徒・保護者・教職員・地域指導者等からの意見をフィードバックし、より良い地域クラブ活動とする。

➤各種アンケート調査の実施等、意見聴取の機会を適宜設け、活動環境が整った地域クラブ活動とする。

(4) 地域クラブ活動への展開時期は、学校部活動の現状や種目の特性等を考慮し推進する。

➤中学校体育連盟主催大会の参加規程や種目の特性等を踏まえ、平日部活動の地域展開を視野に入れたスケジュールを組み、モデル事業を丁寧に実施し、検証及び議論を重ねた上で地域展開を目指す。

(5) 地域クラブ活動の実施に係る情報を市民に対し広く周知する。

➤説明会等を実施し推進計画等について広く周知を行うとともに、教育委員会ホームページ等への地域クラブ活動実施に係る関係情報を掲載するなどして、本事業に関する市民の理解を深める。

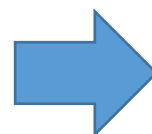
3 運営団体・実施主体

基本方針の達成に向けて

「さやま茶レンジクラブ」を創設する

学校が運営団体・実施主体として管理運営する「学校部活動」を、「さやま茶レンジクラブ」が運営団体・実施主体として管理運営する「地域クラブ活動」へと、生徒のスポーツ・文化芸術活動の体制を変革する。また、教育委員会が認める団体についても「さやま茶レンジクラブ」の一団体として位置付け、生徒の活動の選択肢を広げる。

学校部活動	
位置付け	学校教育の一環
運営団体・実施主体	学校
対象	当該校の生徒
指導者	当該校の教職員
費用	学校予算+用具などの実費 等
責任	学校
指導者報酬	なし(別途、手当あり)
保険	日本スポーツ振興センター



展開

地域クラブ活動(認められた団体の活動含む)	
位置付け	生涯学習の一環
運営団体・実施主体	さやま茶レンジクラブ
対象	市内全域の生徒
指導者	地域指導者、兼職兼業の教職員
費用	参加費+用具などの実費
責任	さやま茶レンジクラブ
指導者報酬	あり(報酬額は別途定める)
保険	スポーツ安全保険

「さやま茶レンジクラブ」の定義

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、市内を活動場所として、国及び埼玉県が示すガイドラインを踏まえ、教育委員会が策定した「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動を行っていることが認められたスポーツ・文化芸術団体等

4 見込まれる効果

地域クラブ活動は、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域の実情に応じて推進することにより、地域住民にとっても、より良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すものであり、生徒自身や地域社会に対する効果が期待される。

(1) 生徒に対して見込まれる効果

- 部活動にはなかったスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができるようになる。
- 人数が集まらず部活動では組めなかったチームが組めるようになる。
- 中学校入学前から在学中、卒業後も活動を継続できるなど、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保につながる。
- 地域における多様な経験や学びにより、心身の健全育成につながる。

(2) 地域社会に対して見込まれる効果

- 地域における様々な活動が多世代交流の中で行われることで、地域の各種団体等の活動が活性化するとともに、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実につながる。
- 地域クラブ活動を通じて成長した生徒が、次世代の地域クラブ活動の担い手となるなど人材の好循環が生まれる。
- 地域住民が生涯を通じて気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の充実につながる。

5 スケジュール

(1) 運動部

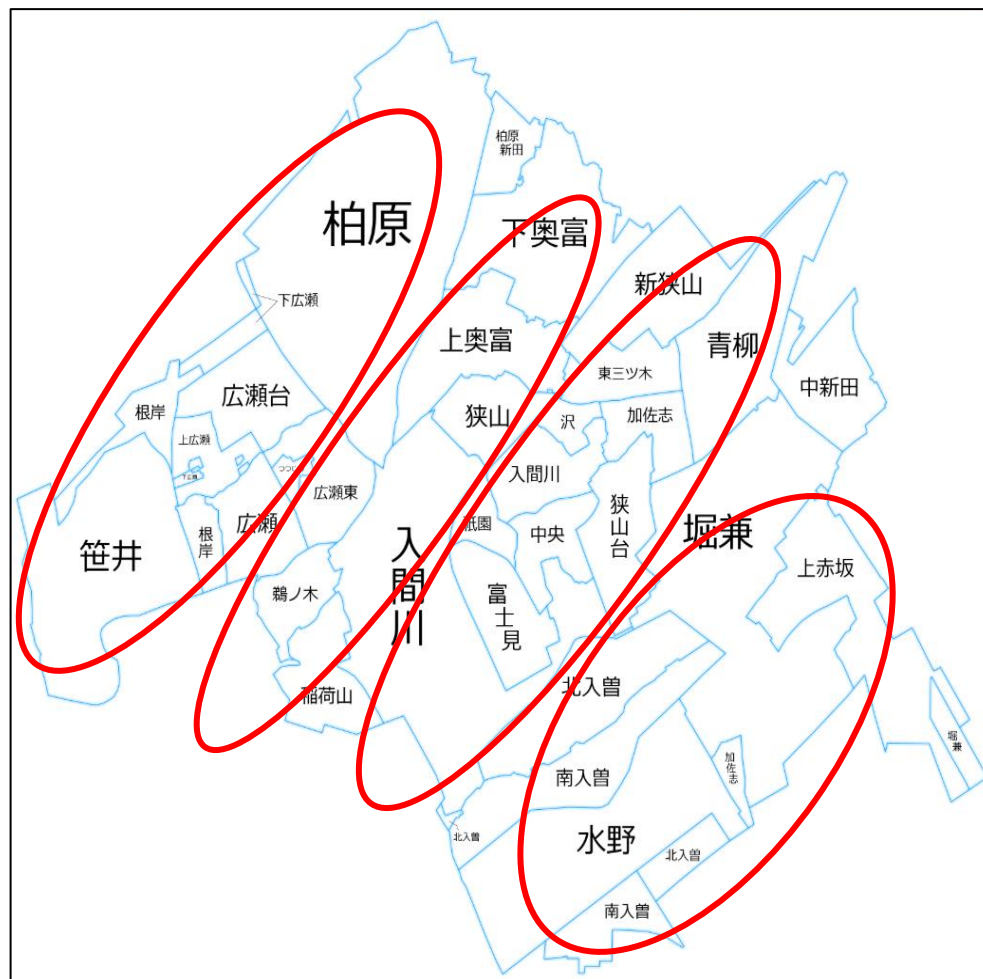
令和5年度から令和7年度の3年間を「改革推進期間」として取り組む。まずは、休日における地域移行又は地域連携を促進するため、令和5年度から教育委員会内部での検討会議を実施。令和6年度は、実証事業としてサッカー部、バレーボール部、柔道部、チアダンスを実施し、令和7年度には、市内2校の全運動部活動を対象とした令和8年度を見据えた新たなエリアでの実証事業を実施し、令和8年8月から市内各中学校で休日の部活動を実施しない状態を目指す。

(2) 文化部

令和5年度から教育委員会内部での検討会議を実施。令和6年度は、市内公民館の文化活動団体に対して、中学生の受け入れ可否の調査を実施し、令和7年度に吹奏楽部等における実証事業を実施。令和8年8月以降は、運動部のスケジュールを準用する。

さやま茶レンジクラブ エリアイメージ図

※競技種目、活動種目ごとにエリアを分ける



Ⅲ 推進に向けた取組

1 関係者間の連携体制の構築等

(1) 全体組織

地域クラブ活動の関係業務を担う「さやま茶レンジクラブ」は、NPO法人さやま生涯学習をすすめる市民の会に置き、教育委員会が認める地域クラブの活動に対する指導者派遣や会場確保などの各種調整等を支援する。

なお、「さやま茶レンジクラブ」によるクラブ運営は、将来的に自主運営として自立できるよう、持続可能な運営体制の構築を目指す。安定したクラブ運営ができるよう、当面の間、中学校及び教育委員会等が連携して取り組む。

(2) 協議会の設置

教育委員会が設置する、関係部署、地域スポーツ・文化芸術団体、知識経験者、学校及び保護者等の関係者からなる協議会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を通して連携体制を構築するとともに、関係者からの意見や生徒等へのアンケートなどを活用し、関係者間で緊密に連携して地域クラブ活動の推進に取り組む。本協議会の事務局は教育委員会が担う。

2 関係団体等との連携

地域クラブ活動を推進するに当たり、大きな役割を果たすことが期待されるスポーツ・文化芸術関係団体や大学等の協力を得るため、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行うとともに、緊密に連携し、以下の取組を行う。

(1) スポーツ・文化芸術関係団体、大学、学校運営協議会等との連携

スポーツ・文化芸術関係団体、大学、該当する地域の学校運営協議会等と連携し、協力を得ながら、地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保及び関係者の理解促進等について、効果的な支援の取り組みを検討・実施する。

(2) 大会等主催団体との連携

生徒を対象とする大会等の主催団体と連携し、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、各団体が主催する大会等への地域クラブによる参加の受け入れを促進する。また、新たに民間団体等によって、スポーツ大会や文化的イベント等が企画される場合は、大会内容等を精査したうえで、情報提供や運営等について支援する。

3 市民・関係者等の理解促進

生徒・保護者はもとより、スポーツ・文化芸術関係団体等の関係者や市民の理解と協力の下で、地域クラブ活動を行う環境を整備するため、ホームページや SNS 等の活用をはじめとする様々な手段と機会により積極的に情報を発信するなど、以下の取組を行う。

(1) 地域ミーティング等の開催等

市民や関係者等を対象とする地域クラブ活動の概要説明、取組の紹介、有識者等による講演、参加者との意見交換等を実施する。

(2) ポスターの掲示、リーフレットの配布等

市及び教育委員会、公立小中学校、公共施設、スポーツ・文化芸術活動関係団体等を対象に、ポスターやリーフレットを配布するなどの広報活動を行う。

4 指導者の質と人材の確保

生徒にとってより良い地域のスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するために、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組むとともに、適切な指導の実施に向けて、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを防止するため、指導者の研修機会等を提供するなど、適宜、地域クラブの運営団体や実施主体等に対して指導助言を行う。

また、スポーツ・文化芸術関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるとともに、指導者人材バンクを構築・活用し、地域クラブ活動における指導者の確保に向けて、以下の取組を行う。

(1) 指導者向け研修機会等の提供

関係団体等と連携し、指導者の資質向上を図るために、体罰防止等のコンプライアンスに係る研修の機会を設ける。

(2) 指導者人材バンクの構築・活用

「さやま茶レンジクラブ」が管理・運営する指導者人材バンクや埼玉県教育委員会が設置する退職教職員を活用した広域にわたる指導者人材バンクを活用するなど、地域クラブ活動に必要な指導者確保を支援する。

5 会場・備品の整備、調整

(1) 原則として会場は学校施設や公民館等を使用する。

(2) 施設の貸出については、これまでの休日部活動と同様に優先して利用可能な環境を整える。

(3) 備品や設備については、学校と連携して有効活用する。

(4) 備品の新規購入、修繕などは原則参加費で賄う。

6 教職員の兼職兼業

公立小中学校教師等の兼職兼業の承認・許可について、教育委員会は、地域クラブ活動における指導を行うための兼職兼業に係る基準や手続等について教職員に周知するとともに、職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を除き、兼職兼業について適切に承認・許可するものとする。

また、地域クラブでの指導を希望する教職員が適切に従事できるよう、教育委員会が示す教職員の兼職兼業に係る基準や手続等について、「さやま茶レンジクラブ」に周知する。

7 保護者等の負担軽減

「さやま茶レンジクラブ」活動への参加に伴い、保護者等の費用負担が発生することについて、生徒や保護者、地域住民等の理解が得られるよう、地域・学校と連携し、周知・啓発に取り組む。

また、指導や活動の質の確保を前提として、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による低廉な参加費の設定や保護者の費用負担の軽減に向けて、以下の取組を行う。

(1) 地域クラブ活動に対する公立小中学校施設等の利用に係る支援

「さやま茶レンジクラブ」が、可能な限り低廉な参加費を設定できるよう、地域・学校と連携し、公立小中学校施設の開放拡大について検討するなど、利用しやすい環境の充実のための支援を行う。

(2) 参加費と公的負担との在り方の検討

継続的かつ円滑に地域展開等を進められるよう、参加費と公的負担とのバランス等、費用負担の在り方を検討し、適切な支援を行う。

(3) 生活困窮家庭等への対応の検討

経済的に困窮する家庭等に対する参加費について検討する。

8 「さやま茶レンジクラブ」の体制整備

「さやま茶レンジクラブ」や教育委員会が公認する地域クラブを支援するため、以下の取組を行う。

なお、同組織の設置要項は別途定める。

(1) 地域クラブコーディネーターの配置

指導者派遣や地域クラブへの指導・助言、出納管理等の運営が滞りなく実施できるよう、地域・学校の調整等に長けた人材を配置する。

(2) 総会の実施

地域・生徒・保護者に対して透明性のある持続可能な地域クラブとなるよう、定期的に総会を開催する。

(3) 県内市町村や民間クラブ・他県の好事例等の情報提供

教育委員会は、地域クラブがより良い運営ができるよう、県内市町村や民間クラブ、他県等における先行事例や好事例等について情報提供する。

(4) 助言・監督・指導

教育委員会は、「さやま茶レンジクラブ」の取組に対して必要な助言や監督・指導を行う。

9 平日の部活動

平日の地域展開については、休日の地域クラブへの展開と併せて、活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、実施可能な区域から推進を図る。

10 その他

本計画は、国が示す総合的なガイドラインの見直し等に応じて、適宜、改訂していくものとする。

【参考】主なスケジュール ※今後の検討過程で変更の必要性が生じた場合は、適宜加筆修正します。

令和8年8月から休日部活動の地域展開が始まります

狭山市では下記の【基本目標】【基本方針】に基づき、部活動の地域展開を進めます。

【基本目標】

学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を、生涯学習の一環として、地域の団体が運営・実施主体となる「地域クラブ活動」へと移行し、子供たちが自由で多様な活動ができる環境を整えるため、次に示す5つの柱を基本方針とし、地域クラブ活動の最適な実施を目指す。

【基本方針】

- (1)生徒が、生涯にわたって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保する。
- (2)生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続的に取り組むことができる環境を整備する。
- (3)生徒・保護者・教職員・地域指導者等からの意見をフィードバックし、より良い地域クラブ活動とする。
- (4)地域クラブ活動への展開時期は、学校部活動の現状や種目の特性等を考慮し、無理のないスケジュールに沿って推進する。
- (5)地域クラブ活動の実施に係る情報を市民に対し広く周知する。

令和6年度

- ロードマップ策定
- 埼玉県新たな地域クラブ活動実証事業
・サッカー、バレーボール、チアダンス
- 狭山市新たな地域クラブ活動実証事業
・柔道
- 児童、生徒、保護者アンケート調査
- 中学校入学準備説明会での説明

令和7年度

- 狭山市立中学校部活動の地域移行に関する協議会設置
- 狭山市地域クラブ活動推進計画策定及びガイドライン策定
- 活動計画に沿った実証事業実施
・運営団体による実証(西中・柏原中)
・吹奏楽合同練習会(全中学校対象)
・公民館利用サークルによる実証(〃)
- 指導者確保に係るアンケート調査
- 地域クラブ登録事前希望調査

令和8年度

令和8年8月
休日部活動地域展開開始予定

- 広報
- 狭山地域クラブ入会手続き
- 平日部活動の地域展開に向けた検討

改革推進期間(R5~7)

改革実行期間(R8~13)